

23 日玩協第 460 号
平成 23 年 8 月 10 日

日本玩具協会会員 各位
ST マーク使用許諾契約者 各位

社団法人 日本玩具協会
(協会印省略)

ST 検査における規制フタル酸エステルの取扱いについて（「暫定取扱」）

平成 23 年 9 月 6 日より、食品衛生法の改定玩具規制（フタル酸規制）が完全施行されます。

（改定内容：① 「規制フタル酸エステル」を 2 物質から 6 物質に拡大、
② 規制対象材質を「塩化ビニル」から「可塑化された材料」に拡大）

上記改定規制の運用に関し厚労省通知（本年 7 月 27 日付）が発出され、改定規制の施行日以降は、検疫で求められる自主検査について、「指定おもちゃ」は、「塩化ビニル」に加え「ポリウレタン」「ゴム」についても規制フタル酸の試験成績書が求められることとなります。

ST 基準においては、既に「塩化ビニル」について規制フタル酸エステル(6 物質)に係る基準を導入・実施しておりますが、上記の厚労省方針を踏まえ、「ポリウレタン」「ゴム」についてもフタル酸エステルの規制対象とすることと致します。

なお、「ポリウレタン」「ゴム」の試験方法が、近く厚労省から公示される予定ですので、それを待って ST 基準の改定を行うこととしております。

ST 基準改定までの間は、下記により、対応することと致します。

記

1. 食品衛生法「指定おもちゃ」についての ST 検査は、現行の「塩化ビニル」に加え、「ポリウレタン」「ゴム」についても、規制フタル酸エステルの検査を実施する。
(「ポリウレタン」「ゴム」について、ST 基準 1.9.1 及び 1.9.2 の基準を適用する。)
2. 「ポリウレタン」「ゴム」のフタル酸エステルの試験方法は、次の何れかによるものとする。

CPSC-CH-C1001-09.3 の試験方法

又は

食品衛生法の「塩化ビニルでの 6 種フタル酸エステルの試験方法」

(ただし、検査機関において検査精度を確保できる場合に限る。)

3. 施行日

この通知による暫定取扱は、通知のあった日（平成 23 年 8 月 10 日）以降に申請のあった案件から適用する。